

高知県病院事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県病院事業会計補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県立病院事業の合理的かつ健全な運営を図るため、公営企業局が行う病院事業に要する経費の一部に対して補助するものとし、その対象事業は別紙に掲げるとおりとする。

(補助額の範囲)

第3条 県は、前条に規定する補助対象事業に対し予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第2号様式の変更届を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消

費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（概算払）

第 6 条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 4 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 規則第 11 条第 1 項の実績報告書の様式は、別記第 5 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 5 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 5 条第 8 号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 5 条第 8 号ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 6 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

別 紙（第 2 条関係）

補助対象事業

- 1 災害復旧に要する経費
- 2 建設改良に要する経費
- 3 病院事業に係る本庁事業に要する経費
- 4 その他知事が特に必要と認める経費

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、年度高知県病院事業
会計補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の遂行計画
- 3 交付申請額 円

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

補 助 金 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けたこの補助事業を、下記のとおり変更したいので、高知県病院事業会計補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 既交付決定額 円

3 変更交付申請額 円

4 補助事業の経費の配分

補助対象事業名	変更交付申請額 (A)	既交付決定額 (B)	差 引 額 (A)-(B)
計	円	円	円

別記第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

補 助 事 業 中 止 ・ 廃 止 承 認 申 請 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた
補助事業について、中止・廃止したいので、高知県病院事業会計補助金交付
要綱第5条2号の規定により申請します。

記

中止・廃止理由

別記第4号様式（第6条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

う え の 年度高知県病院事業会計補助金（決定通知番号 高知県指令
第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

別記第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

年度高知県病院事業会計補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた
年度高知県病院事業会計補助金について、高知県病院事業会計補助金交付要綱第7
条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助事業実績額 | 円 |
| 3 補助事業実績の内容 | |

別記第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

年度高知県病院事業会計補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた
年度高知県病院事業会計補助金について、高知県病院事業会計補助金交付要綱第7
条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1 補助金の確定額（又は交付決定額） | _____ 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控
除税額等 | _____ 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税
仕入控除税額等 | _____ 円 |
| 4 補助金返還相当額 | _____ 円 |